

家事事件等書類交付等申請書

大阪家庭裁判所 御中		受付印
下記の事件の書類（番号に○印を付し、□に印を付したものを）申請者に交付（送付）してください。		
令和 6 年 10 月 1 日		
（住所） 大阪市中央区〇〇〇1-4-1		
（日中連絡のとれる電話番号） 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
申請者 大阪 太郎		印
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	収入印紙貼付欄
	6 年(家イ) 第 100 号	
1	<input type="checkbox"/> 審判書 <input type="checkbox"/> 調停調書 (□ 謄本 □ 正本)	通 (消印をしないこと)
2	<input type="checkbox"/> 審判書 <input checked="" type="checkbox"/> 調停調書 省略謄本 (戸籍届出用)	1通
3	<input type="checkbox"/> 審判書 <input checked="" type="checkbox"/> 調停調書 抄本 (年金分割申請用)	1通
4	<input type="checkbox"/> 審判書 <input type="checkbox"/> 調停調書 (□ 謄本 □ 正本) 送達済み証明書	通
5	確定証明書	
6	申立受理証明書	
7	事件係属証明書	通
8	相続放棄申述受理 (□ 証明書 □ 謄本)	通
9	相続限定承認申述受理 (□ 証明書 □ 謄本)	通
10	遺言書検認期日調査 (□ 謄本 □ 抄本(遺言書写し部分))	通
11	事件終了(□ 調停不成立 □ 取下げ) 証明書	通
12		通
13		通
【添付書類等】 ① 手数料: 収入印紙 (担当書記官に確認してください。) ② 郵便切手 (担当書記官に確認してください。) 【調停離婚後の手続と注意事項について】 次頁を必ず確認してください (離婚の届出は、調停成立日から10日以内に行ってください。)。		

【記載例】
離婚の届出に関する謄本の申請
(当事者本人からの申請の場合)

住所、(日中連絡できる)電話番号、氏名を記載し、押印(認め印可、スタンプ印不可)してください。

※ 合意ができた内容に、年金分割の条項が含まれる場合

余分な収入印紙は放棄します④

調停離婚後の手続と注意事項

1 離婚届について

- (1) 調停成立の日付けであなた方は離婚することになりましたから、申立人は調停成立日から10日以内に離婚届を本籍地又は住所地の市区町村役場の戸籍係へ提出してください。
- (2) 届出には、調停調書謄本と印鑑（離婚前の氏のもの）を必ず持って行ってください。
- (3) 10日の期間内に届出をしないと、5万円以下の過料に処せられることがありますから注意してください。

2 離婚後の氏について

- (1) 離婚によって婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から3箇月以内に、「離婚の際に称していた氏を称する届」を市区町村役場に提出すると、離婚の際に称していた氏を称することができます。
- (2) なお、調停の申立てをした人が「離婚の際に称していた氏を称する届」をする場合は、調停離婚届と同時にすることができます。

3 子の氏（戸籍）について

- (1) 離婚の結果、子どもさんの氏（戸籍）が、父か母かどちらかの氏（戸籍）と異なることがあります。同じ氏（戸籍）にしたい場合は、子どもさんが15歳以上のときは本人から、子どもさんが15歳未満のときは親権者となった父又は母から、子どもさんの住所地の家庭裁判所に「子の氏の変更許可審判」の申立てをしてください。
- (2) 申立ての際に必要な書類は、離婚届出後の最新の子どもの戸籍謄本と氏（戸籍）の異なる父又は母の最新の戸籍謄本各1通です。

4 注意事項

- (1) 離婚後「離婚の際に称していた氏を称する届」をした場合は、婚姻前の氏に復することは原則としてできません。また、婚姻前の氏に復した後、離婚した日から3箇月を経過すると「離婚の際に称していた氏を称する届」をすることはできません。
- (2) 届出に関して詳しいことは、市区町村役場で尋ねて間違いのないようにしてください。
- (3) 調停で決まったことは、確定判決と同一の効力がありますから、必ず守ってください。
- (4) 義務者が調停で決まったことを守らないときは、事件番号、事件名を明示して、調停を行った裁判所の申立て受付係へ「履行勧告」の申出をしてください。

〒540-0008 大阪市中央区大手前四丁目1番13号

大 阪 家 庭 裁 判 所

電話 06(6943)5745・5746（家事受付直通）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番28号

大 阪 家 庭 裁 判 所 堺 支 部

電話 072(223)7001（代表）

〒596-0042 岸和田市加守町四丁目27番2号

大 阪 家 庭 裁 判 所 岸 和 田 支 部

電話 072(441)6803（家事書記官室直通）